

(2) 現場管理費の算定

1) 現場管理費は別表第1（第1表～第5表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。

3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

1) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ) 表一3の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表一3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1. 2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地（DID補正）（1）	鋼橋架設工事	大都市の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1. 1	2
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	舗装工事			
橋梁保全工事				
一般交通影響有り（1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車線において規制を場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外。	1. 1	3
一般交通影響有り（2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1. 1	4
市街地（DID補正）（2）	市街地（DID補正）（1）以外（※）	市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1. 1	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事委員会規則における特地勤務手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1. 0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 山間僻地及び離島とは、施工地域が人事委員会規則における特地勤務手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

<山間僻地該当地区>

- ・西三河建設事務所管内：岡崎市のうち旧額田町
- ・豊田加茂建設事務所管内：豊田市のうち 旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村
- ・新城設楽建設事務所管内：設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村

3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。